

社会福祉法人子供の家 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人子供の家の役員等の報酬及び交通費の支給について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、評議員、監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。なお、役員等には評議員選任・解任委員を含むこととする。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員等が、評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の業務報酬)

第4条 理事長が、法人及び法人が設置運営する事業所(以下「法人及び事業所」という)の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支払う。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表2により報酬及び交通費を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び交通費を支払う。

(監事の報酬)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払う。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また同日にあわせて監査業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、監査の業務、法人及び事業所の運営業務、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払う。

(重複支給の防止)

第6条 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(報酬及び交通費の支給方法等)

第7条 報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

3 報酬等の支給の時期は、毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、当法人給与規程に準じる)に支給する。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に清算することができる。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、令和1年10月1日より適用する。

社会福祉法人子供の家 評議員・役員等報酬規程 別表

別表1（第3条、第5条関係）

名称	報酬額	交通費
理事会出席報酬等 （日額）	10,000円	実費額。ただし自家用車の場合は1Kmにつき20円
評議員会出席報酬等 （日額）	10,000円	
評議員選任・解任委員会 出席報酬等（日額）	5,000円	

※報酬額は源泉所得税を除いた金額で表示している。

別表2（第4条、第5条関係）

名称	報酬額	交通費
理事長業務報酬等 （月額）	100,000円	実費額。ただし自家用車の場合は1Kmにつき20円
理事及び評議員業務報酬等 （日額）	10,000円	
監事監査指導報酬等 （日額）	10,000円	

※報酬額は源泉所得税を除いた金額で表示している。